

## 第2号議案

### 中間市市民会館設置条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年1月29日提出

中間市長 福田 浩

中間市市民会館設置条例の一部を改正する条例

中間市市民会館設置条例（平成8年中間市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条中「の使用の許可等」を「の規定による許可」に改める。

第5条第1項中「別表」を「別表第1及び別表第2」に改める。

第8条第3号中「、その他」を「その他」に改める。

第10条第1項ただし書中「事由」を「事由が」に改める。

第16条第2項中「別表」を「別表第1及び別表第2」に改める。

別表を次のように改める。

別表第1（第5条、第16条関係）

基本使用料

施設区分		使用区分						冷暖房料
		9時から12時まで	13時から17時まで	18時から22時まで	9時から17時まで	13時から22時まで	9時から22時まで	
大ホール	平日	10,560円	15,840円	18,480円	23,760円	30,890円	40,390円	8,910円／時
	土・日・休日	13,200円	19,800円	23,760円	29,700円	39,200円	51,090円	
小ホール	平日	5,280円	7,920円	9,900円	11,880円	16,100円	20,850円	3,080円／時
	土・日・休日	6,600円	9,900円	12,540円	14,910円	20,200円	26,130円	
楽屋1		1,060円	1,590円	1,980円	2,370円	3,170円	4,230円	220円／時
楽屋2（和室）		660円	930円	1,190円	1,460円	1,840円	2,500円	110円／時
楽屋3		400円	530円	790円	790円	1,190円	1,590円	110円／時
楽屋4		660円	930円	1,190円	1,460円	1,840円	2,500円	110円／時

							時
控室	400円	530円	790円	790円	1,190円	1,590円	110円／時
パントリー	1,060円	1,590円	1,980円	2,370円	3,170円	4,230円	110円／時
展示ロビー	660円	930円	1,190円	1,460円	1,840円	2,500円	—
展示室（ギャラリー）	3,170円	4,620円	5,940円	7,000円	9,500円	12,400円	440円／時
附属設備、備品等	規則で定める額						

備考

- 1 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 2 次の各号に掲げる場合の使用料は、基本使用料に当該各号に定める率を乗じて得た額とする。ただし、冷暖房料は、基本使用料の額とする。
  - (1) 使用者が営利目的として使用する場合 100分の300。ただし、入場料を徴収し、その最高額が3,000円以上である場合であって、大ホール、小ホール、展示ロビー又は展示室の使用をするときは、適用しない。
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収する場合 次のアからエまでに掲げる区分に従い、それぞれ当該アからエまでに定める率
    - ア 入場料等の最高額が1,000円以上3,000円未満のとき 100分の200
    - イ 入場料等の最高額が3,000円以上5,000円未満のとき 100分の250
    - ウ 入場料等の最高額が5,000円以上のとき 100分の300
    - エ 営利目的として利用するとき 100分の300
- 3 ホールの舞台のみの使用の使用料は、当該ホールの基本使用料に100分の50を乗じて得た額とする。この場合において、当該使用料に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。
- 4 前項の場合においては、第2項の規定は、適用しない。
- 5 使用区分を超過して使用する許可を受けた場合の1時間当たりの超過使用料は、使用目的にかかわらず、次の表のとおりとする。この場合において、当該超過使用料に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。

時間の区分	超過使用料の額	摘要
-------	---------	----

12時から 13時まで	使用区分の9時から12時までの欄に定める基本使用料の額を3で除して得た額	備考2又は備考3に規定する使用における超過使用料は、この表の時間の区分の欄に掲げる区分に応じ、同表の超過使用料の額の欄に定めるところにより得た額にそれぞれ備考2各号又は備考3に規定する率を乗じて得た額とする。
17時から 18時まで	使用区分の18時から22時までの欄に定める基本使用料の額を4で除して得た額	
22時から 9時まで	使用区分の18時から22時までの欄に定める基本使用料の額を4で除して得た額に100分の120を乗じて得た額	

6 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間とみなして計算する。

7 使用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

8 ハーモニーホールを2日以上連続して使用する許可を受けた場合の使用料は、使用する使用区分に応じた基本使用料とする。

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第5条、第16条関係）

基本使用料

施設区分	使用区分						冷暖房料
	9時から13時まで	13時から17時まで	17時から22時まで	9時から17時まで	13時から22時まで	9時から22時まで	
特別会議室	1,270円／時	1,410円／時	1,780円／時	8,580円	11,490円	14,910円	660円／時
会議室1	480円／時	520円／時	690円／時	3,170円	4,360円	5,670円	220円／時
会議室2	440円／時	490円／時	660円／時	3,030円	4,230円	5,410円	220円／時
会議室3	310円／時	330円／時	420円／時	1,980円	2,770円	3,560円	220円／時
会議室4 (舞台付)	530円／時	590円／時	720円／時	3,560円	4,760円	6,200円	330円／時

会議室 5 (茶室)	260円／ 時	290円／ 時	360円／ 時	1,840円	2,370円	3,030円	110円／ 時
和室 1	170円／ 時	190円／ 時	230円／ 時	1,190円	1,590円	1,980円	110円／ 時
和室 2	130円／ 時	130円／ 時	190円／ 時	790円	1,190円	1,590円	110円／ 時
和室 3	170円／ 時	190円／ 時	230円／ 時	1,190円	1,590円	1,980円	110円／ 時
附属設備、 備品等	規則で定める額						

備考

- 1 次の各号に掲げる場合の使用料は、基本使用料に当該各号に定める率を乗じて得た額とする。ただし、冷暖房料は、基本使用料の額とする。
  - (1) 使用者が営利目的として使用する場合 100分の300
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、入場料等を徴収する場合 次のアからウまでに掲げる区分に従い、それぞれ当該アからウまでに定める率
    - ア 入場料等の最高額が1,000円以上3,000円未満のとき 100分の200
    - イ 入場料等の最高額が3,000円以上5,000円未満のとき 100分の250
    - ウ 入場料等の最高額が5,000円以上のとき 100分の300
- 2 使用区分を超過して使用する許可を受けた場合の1時間当たりの超過使用料は、使用目的にかかわらず、次の表のとおりとする。この場合において、当該超過使用料に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。

時間の区分	超過使用料の額	摘要
22時から 9時まで	使用区分の17時から22時までの欄に定める基本使用料の額に100分の120を乗じて得た額	備考1に規定する使用における超過使用料は、この表の超過使用料の額の欄に定めるところにより得た額に備考1各号に規定する率を乗じて得た額とする。

- 3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間とみなして計算する。
- 4 使用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 5 ハーモニーホールを2日以上連続して使用する許可を受けた場合の使用料は、使用する使用区分に応じた基本使用料とする。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例の公布の際現にこの条例による改正前の中間市市民会館設置条例（以下「旧条例」という。）の定めるところによりなされた中間市市民会館（以下「ハーモニーホール」という。）の使用又は利用に係る許可、使用料又は利用料金の納付等であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という）以後の日に係るものについては、この条例による改正後の中間市市民会館設置条例（以下「新条例」という。）の定めるところによりなされたものとみなす。この場合においては、旧条例の規定により会議室（新条例別表第2基本使用料の表施設区分の欄に定める施設をいう。）の使用又は利用の許可を受けた者からの申出により、当該許可を受けた使用区分に規定する時間の範囲内で新条例別表第2に規定する使用区分に変更することができる。

### (準備行為)

- 3 施行日以後のハーモニーホールの使用又は利用に係る申請、使用料又は利用料の納付等については、この条例の施行前においても、新条例の定めるところにより行うことができる。

中間市市民会館設置条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(使用の条件)</p> <p>第4条 市長は、前条第1項の<u>規定による許可</u>をするときは、施設の管理上必要な条件を付することができる。</p>	<p>(使用の条件)</p> <p>第4条 市長は、前条第1項の<u>使用の許可等</u>をするときは、施設の管理上必要な条件を付することができる。</p>
<p>(使用料)</p> <p>第5条 ハーモニーホールの使用料は、<u>別表第1及び別表第2</u>に定めるとおりとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(使用料)</p> <p>第5条 ハーモニーホールの使用料は、<u>別表</u>に定めるとおりとする。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用許可を取り消し、若しくは停止し、又は使用条件を変更することができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても、市長は、その損害その他の責めを負わない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 虚偽<u>その他</u>不正な手段により使用許可を受けたとき。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用許可を取り消し、若しくは停止し、又は使用条件を変更することができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても、市長は、その損害その他の責めを負わない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 虚偽、<u>その他</u>不正な手段により使用許可を受けたとき。</p> <p>(4) (略)</p>
<p>(損害賠償等)</p> <p>第10条 使用者がハーモニーホールの使用に際し、施設又は備品等附属設備を破損し、又は滅失したときは、使用者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な<u>事由</u>があると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>(損害賠償等)</p> <p>第10条 使用者がハーモニーホールの使用に際し、施設又は備品等附属設備を破損し、又は滅失したときは、使用者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な<u>事由</u>があると認めるときは、この限りでない。</p>

2 (略)

(利用料金)

第16条 (略)

2 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 (略)

別表第1 (第5条、第16条関係)

基本使用料

施設区分		使用区分						冷暖房料
		9時から12時まで	13時から17時まで	18時から22時まで	9時から17時まで	13時から22時まで	9時から22時まで	
大ホール	平日	10,560円	15,840円	18,480円	23,760円	30,890円	40,390円	8,910円/時
	土・日	13,200円	19,800円	23,760円	29,700円	39,200円	51,090円	

2 (略)

(利用料金)

第16条 (略)

2 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 (略)

別表 (第5条、第16条関係)

基本使用料

(単位：円)

施設区分		使用区分						冷暖房料 (1時間当たり)
		午前(9時から12時まで)	午後(13時から17時まで)	夜間(18時から22時まで)	午前(9時から17時まで)	午後(13時から22時まで)	終日(9時から22時まで)	
大ホ	平日	10,560	15,840	18,480	23,760	30,890	40,390	8,910



	・休日							
小ホール	平日	5,280円	7,920円	9,900円	11,880円	16,100円	20,850円	3,080円／時
	土・日・休日	6,600円	9,900円	12,540円	14,910円	20,200円	26,130円	
楽屋1		1,060円	1,590円	1,980円	2,370円	3,170円	4,230円	220円／時
楽屋2 (和室)		660円	930円	1,190円	1,460円	1,840円	2,500円	110円／時
楽屋3		400円	530円	790円	790円	1,190円	1,590円	110円／時
楽屋4		660円	930円	1,190円	1,460円	1,840円	2,500円	110円／時

一ル	土・日曜日・休日	13,200	19,800	23,760	29,700	39,200	51,090	
小ホール	平日	5,280	7,920	9,900	11,880	16,100	20,850	3,080
	土・日曜日・休日	6,600	9,900	12,540	14,910	20,200	26,130	
楽屋1		1,060	1,590	1,980	2,370	3,170	4,230	220
楽屋2 (和室)		660	930	1,190	1,460	1,840	2,500	110

控室	400円	530円	790円	790円	1,190円	1,590円	110円／時
パントリー	1,060円	1,590円	1,980円	2,370円	3,170円	4,230円	110円／時
展示ロビー	660円	930円	1,190円	1,460円	1,840円	2,500円	—
展示室 (ギャラリー)	3,170円	4,620円	5,940円	7,000円	9,500円	12,400円	440円／時
附属設備、備品等	規則で定める額						

楽屋3	400	530	790	790	1,190	1,590	110
楽屋4	660	930	1,190	1,460	1,840	2,500	110
控室	400	530	790	790	1,190	1,590	110
パントリー	1,060	1,590	1,980	2,370	3,170	4,230	110
展示ロビー	660	930	1,190	1,460	1,840	2,500	—
展示室 (ギャラリー)	3,170	4,620	5,940	7,000	9,500	12,400	440
特別会議室	3,830	5,670	7,130	8,580	11,490	14,910	660
会議室1 (2F)	1,460	2,110	2,770	3,170	4,360	5,670	220
会議室2 (3F)	1,320	1,980	2,640	3,030	4,230	5,410	220
会議室3 (3F)	930	1,320	1,710	1,980	2,770	3,560	220

会議室 4 (3F・ 舞台付和 室)	1,590	2,370	2,900	3,560	4,760	6,200	330
会議室 5 (3F) 茶室	790	1,190	1,460	1,840	2,370	3,030	110
和室 1	530	790	930	1,190	1,590	1,980	110
和室 2	400	530	790	790	1,190	1,590	110
和室 3	530	790	930	1,190	1,590	1,980	110
附属設 備、備品 等	規則で定める額						

備考

1 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178

備考

1 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178

号)に規定する休日をいう。

2 次の各号に掲げる場合の使用料は、基本使用料に当該各号に定める率を乗じて得た額とする。ただし、冷暖房料は、基本使用料の額とする。

(1) 使用者が営利目的として使用する場合 100分の300。ただし、入場料を徴収し、その最高額が3,000円以上である場合であって、大ホール、小ホール、展示ロビー又は展示室の使用をするときは、適用しない。

(2) 前号に掲げる場合のほか、入場料その他これに類する料金(以下「入場料等」という。)を徴収する場合 次のアからエまでに掲げる区分に従い、それぞれ当該アからエまでに定める率

ア 入場料等の最高額が1,000円以上3,000円未満のとき 100分の200

イ 入場料等の最高額が3,000円以上5,000円未満のとき 100分の250

ウ 入場料等の最高額が5,000円以上のとき 100分の300

エ 営利目的として利用するとき 100分の300

3 ホールの舞台のみの使用の使用料は、当該ホールの基本使用料に100分の50を乗じて得た額とする。この場合において、当該使用料に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。

4 前項の場合においては、第2項の規定は、適用しない。

5 使用区分を超過して使用する許可を受けた場合の1時間当たりの超過使用料は、使用目的にかかわらず、次の表のとおりとする。この場合において、当該超過使用料に10円未満の端数が

号)に規定する休日をいう。

2 次の各号に掲げる場合の使用料は、基本使用料に当該各号に定める率を乗じて得た額とする。ただし、冷暖房料は、基本使用料の額とする。

(1) 使用者が営利目的として使用する場合 100分の300。ただし、入場料の最高額が3,000円以上徴収する大ホール、小ホール、展示ロビー又は展示室の使用をする場合には、適用しない。

(2) 前号に掲げる場合のほか、入場料その他これに類する料金(以下「入場料等」という。)を徴収する場合 次のアからエまでに掲げる区分に従い、それぞれ当該アからエまでに定める率

ア 入場料等の最高額が1,000円以上3,000円未満のとき 100分の200

イ 入場料等の最高額が3,000円以上5,000円未満のとき 100分の250

ウ 入場料等の最高額が5,000円以上のとき 100分の300

エ 営利目的として利用するとき 100分の300

3 ホールの舞台のみの使用の使用料は、当該ホールの基本使用料に100分の50を乗じて得た額とする。この場合において、当該使用料に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。

4 前項の場合においては、第2項の規定は、適用しない。

5 使用区分を超過して使用する許可を受けた場合の1時間当たりの超過使用料は、使用目的にかかわらず、次の表のとおりとする。この場合において、当該超過使用料に10円未満の端数が

あるときは、これを四捨五入するものとする。

時間の区分	超過使用料の額	摘要
12時から 13時まで	使用区分の9時から12時までの欄に定める基本使用料の額を3で除して得た額	備考2又は備考3に規定する使用における超過使用料は、この表の時間の区分の欄に掲げる区分に応じ、同表の超過使用料の額の欄に定めるところにより得た額にそれぞれ備考2各号又は備考3に規定する率を乗じて得た額とする。
17時から 18時まで	使用区分の18時から22時までの欄に定める基本使用料の額を4で除して得た額	
22時から 9時まで	使用区分の18時から22時までの欄に定める基本使用料の額を4で除して得た額に100分の120を乗じて得た額	

6 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間とみなして計算する。

7 使用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

8 ハーモニーホールを2日以上連続して使用する許可を受けた

あるときは、これを四捨五入するものとする。

時間の区分	超過使用料の額	摘要
12時から 13時まで	使用区分の9時から12時までの欄に定める基本使用料の額を3で除して得た額	備考2又は備考3に規定する使用における超過使用料は、この表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に定めるところにより得た額にそれぞれ備考2各号又は備考3に規定する率を乗じて得た額とする。
17時から 18時まで	使用区分の18時から22時までの欄に定める基本使用料の額を4で除して得た額	
22時から 9時まで	使用区分の18時から22時までの欄に定める基本使用料の額を4で除して得た額に100分の120を乗じて得た額	

6 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間とみなして計算する。

7 使用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

8 ハーモニーホールを2日以上連続して使用する許可を受けた

場合の使用料は、使用する使用区分に応じた基本使用料とする。

別表第2（第5条、第16条関係）

基本使用料

施設区分	使用区分						冷暖房料
	9時から13時まで	13時から17時まで	17時から22時まで	9時から17時まで	13時から22時まで	9時から22時まで	
特別会議室	1,270円/時	1,410円/時	1,780円/時	8,580円	11,490円	14,910円	660円/時
会議室1	480円/時	520円/時	690円/時	3,170円	4,360円	5,670円	220円/時
会議室2	440円/時	490円/時	660円/時	3,030円	4,230円	5,410円	220円/時
会議室3	310円/時	330円/時	420円/時	1,980円	2,770円	3,560円	220円/時
会議室4 (舞台)	530円/時	590円/時	720円/時	3,560円	4,760円	6,200円	330円/時

場合の使用料は、使用する使用区分に応じた基本使用料とする。

付)							
会議室 5 (茶室)	260円 ／時	290円 ／時	360円 ／時	1,840 円	2,370 円	3,030 円	110円 ／時
和室 1	170円 ／時	190円 ／時	230円 ／時	1,190 円	1,590 円	1,980 円	110円 ／時
和室 2	130円 ／時	130円 ／時	190円 ／時	790円	1,190 円	1,590 円	110円 ／時
和室 3	170円 ／時	190円 ／時	230円 ／時	1,190 円	1,590 円	1,980 円	110円 ／時
附属設 備、備品 等	規則で定める額						

備考

1 次の各号に掲げる場合の使用料は、基本使用料に当該各号に定める率を乗じて得た額とする。ただし、冷暖房料は、基本使用料の額とする。

(1) 使用者が営利目的として使用する場合 100分の300

(2) 前号に掲げる場合のほか、入場料等を徴収する場合 次

のアからウまでに掲げる区分に従い、それぞれ当該アからウまでに定める率

ア 入場料等の最高額が1,000円以上3,000円未満のとき 100分の200

イ 入場料等の最高額が3,000円以上5,000円未満のとき 100分の250

ウ 入場料等の最高額が5,000円以上のとき 100分の300

2 使用区分を超過して使用する許可を受けた場合の1時間当たりの超過使用料は、使用目的にかかわらず、次の表のとおりとする。この場合において、当該超過使用料に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。

時間の区分	超過使用料の額	摘要
22時から9時まで	使用区分の17時から22時までの欄に定める基本使用料の額に100分の120を乗じて得た額	備考1に規定する使用における超過使用料は、この表の超過使用料の額の欄に定めるところにより得た額に備考1各号に規定する率を乗じて得た額とする。

3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間とみなして計算する。

4 使用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。



5 ハーモニーホールを2日以上連続して使用する許可を受けた  
場合の使用料は、使用する使用区分に応じた基本使用料とす  
る。